

## 白河市手話言語条例

手話は、音声言語である日本語と異なり、手指や体の動き、表情などを使って視覚的に表現する言語です。

ろう者は、物事を考え、互いの気持ちを理解し合うために、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として、手話を大切に育み、受け継いできました。しかし、これまで手話が言語として認められてこなかったことや、手話を自由に使用する環境が整えられてこなかったことなどから、ろう者は不便や不安を感じながら生活してきました。

こうした中、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話は言語として位置付けられ、手話を広く普及し、手話による意思疎通をしやすい環境を整備することが求められています。

このため、私たちは、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解を深め、ろう者が手話をしやすい環境づくりを推進することにより、互いが支え合いながら安心して暮らすことができる社会を目指し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の促進及び手話の普及（以下「手話の普及等」という。）に関して基本理念を定め、市の責務及び市民、事業者、ろう者等の役割を明らかにするとともに、市が推進する施策の基本的事項を定めることにより、全ての市民が共に生きる地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) ろう者 聴覚障がい者のうち、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。

(2) 事業者 市内において営利又は非営利を問わず事業を行う個人、法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 手話の普及等は、ろう者が手話により意思疎通を図る権利を有しており、その権利を尊重することを基本として、行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、ろう者が手話を使用しやすい環境を整備するため、必要な施策を推進するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深めるとともに、ろう者が利用しやすいサービスの提供及び働きやすい環境の整備に努めるものとする。

(ろう者等の役割)

第7条 ろう者、ろう者の団体、手話通訳者及び手話奉仕員は、市民の手話の普及等に努めるものとする。

(施策の推進)

第8条 市は、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 手話の普及等に関する施策
- (2) 手話による情報の発信及び情報の取得に関する施策
- (3) 手話による意思疎通の支援に関する施策
- (4) 手話通訳者の養成及び手話通訳環境の充実に係る施策
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

(手話を学ぶ機会の確保)

第9条 市は、ろう者、ろう者の団体、手話通訳者、手話奉仕員及び手話を使用することができる者と協力して、市民が手話を学ぶ機会の確保を図るものとする。

(学校における手話の普及等)

第10条 市は、学校教育における手話の普及等を図るために、児童、生徒及び教職員が手話を学ぶ機会を提供する等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(医療機関における手話の普及等)

第11条 医療機関の開設者は、ろう者が手話を使用しやすい環境を整備するために、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、医療機関において、ろう者が手話を使用しやすい環境となるよう、手話通訳者を派遣する制度の周知等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者への支援)

第12条 市は、ろう者が手話を使用しやすい環境を整備するために事業者が行う取組に対して、必要な支援を講ずるよう努めるものとする。

(災害時の対応)

第13条 市は、災害時において、ろう者に対し、情報の取得及び意思疎通の支援に必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第14条 市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(その他の意思疎通支援の推進)

第15条 市は、聴覚障がい者の特性に応じ、手話のほか要約筆記の活用等により、意思疎通の支援に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年12月6日提出

白河市長 鈴木和夫